

オール・ロマンス糾弾闘争関連史料

解題

一九五一年（昭和二十六）に部落解放京都府連合会が取り組んだオール・ロマンス糾弾闘争関係の史料として、同年十二月に同連合会が明らかにした「吾々は市政といかに闘うか—オールロマンス差別糾弾要項」と、糾弾の対象となつた杉山清次（ベンネーム杉山清二）の小説「特殊部落」の一編を収録した。

杉山の小説は東京のオール・ロマンス社が発行した雑誌『オール・ロマンス』の一九五一年十月号に掲載された。杉山は京都市職員で環境衛生指導補助員として九条保健所に勤務していた。小説は京都最大の被差別部落東七条を舞台として展開するが、同部落の一部は九条保健所の管轄するところであり、衛生業務を通して得た知識をもとに描いたものであった。朝鮮人を父、日本人を母に持つ混血の青年医師と部落に住む朝鮮人女性との恋愛がテーマであるが、そこに住む人びとを「部落の賤民」、朝鮮人を「鮮人」と表現している点にもうかがえるよう作者の視点は差別そのものであった。

部落解放京都府連合会では、ただちにこの小説の問題性をとらえ、作者の杉山およびオール・ロマンス社にたいして事実の確認を行ない、糾弾闘争にはいった。この場合、特徴的な点は糾弾の対象を杉山ひとりとせず、京都市職員および当局の差別性をとりあげて闘ったところにある。同連合会が作成した「オールロマンス糾弾要項」が「吾々は市政といかに闘うか」と題されているのはこのためであった。当時、同連合会委員長であった朝田善之助によれば、この「糾弾要項」は、主として朝田が述べたところを中川忠次が文章にまとめあげたといわれる。このとき、中川は京都市企画審議室主幹

で市政の中枢にいた。

京都府連合会の京都市にたいする闘いは、はじめ錦林、竹田、深草、田中、東七条の各部落で個別に進められた。事件に関連して十二月十三日に同連合会は「部落問題解決のための請願書」を京都市会に提出、二十六日には民主統一議員団の梅林信一によって市会での代表質問が行なわれている。高山義三市長は質問のなかでの「差別観念とは正に差別される実態のすなわちその存在の反映に過ぎない」との指摘にこたえ、「ただいまのお言葉の中の差別問題は差別の実在の解消が問題である。私は同感であります。こういった方面を中心といたしまして目下各局長が慎重研究いたしております。いずれその結論が出ることと思います。そう急いで杜撰な計画は、これは私この際採りたくない。根本的にいまおっしゃつたような差別される実在の存在、そういう点を十分考えて、それを取り除くという面で考慮いたしたいと思います」と答えた。これは差別的な生活実態の解消をはかる行政をすすめる公約であった。だが同連合会はこれでほこを納めず、一月に入つてから市長糾弾のビラ二万枚を市内に撒き、街頭宣伝活動を行なうなど全市的な闘いを展開してダメ押しにつとめた。この結果、京都市は一九五二年度の同和事業予算を例年の五・六百万円から一挙に四千六百万円に増加させ、從来、民生局にまかせてきた同和行政を市の全機構があげて取り組むことに切りかえられた。

この闘いのなかで「糾弾要項」の果した役割は大きかった。京都市会にたいする請願書にしても、梅林が市会で行なつた質問も「糾弾要項」を下敷きとしており、レトリックも内容もほぼこれと同じである。いずれも「糾弾要項」を手元において作成されたことは明らかであって、「糾弾要項」はオール・ロマンス糾弾闘争を進めていく上で指導的文書であった。戦後の部落解放運動の基本的形態

は、その功罪は別として、行政闘争であったことに間違いない。部落差別とは観念ではなく、劣悪な生活実態であるという主張は、すでに全国水平社当時からみられた。しかし、この認識にもとづいて、「差別観念とは、正に、差別される実態の、即ちその存在の反映にすぎない。差別される実態が歎然として存在するとき、差別感のみを処断することの無意味さ」は明らかであると述べ、その責任が政治、とりわけ生活との関わりが深い行政、つまり「市政の中にある」として聞い——行政闘争を開拓したのは、このオールロマンス糾弾闘争がはじめである。この点からいって、この「糾弾要項」は、部落解放運動史上、はじめて行政闘争を理論づけた文書として重要な意義をもつ。

この「糾弾要項」作成を理論的に指導したのは朝田であるが、執筆者の中川が京都市役所で重要なポストにいたことも見のがすことはできない。戦時下に市役所に入った朝田は、光明正道、松島吉之助、前沢平朗、大橋俊有、中川忠次、鈴木拱、岸田亨ら京都市の幹部職員と部落問題を通して知己となるが、彼らは当時光明が助役であったのを始めとして要職についていた。このことが、高山市長の政治的姿勢の変化とあいまって中川による「糾弾要項」執筆を可能としたといえる。これは確かに京都における特別な事情といえるが、同時にそのことを越えて、行政闘争の性格を示唆するものでもある。なお、「糾弾要項」は、すでに部落解放同盟中央本部刊『部落解放運動基礎資料集N』および部落問題研究所編『戦後部落問題の研究 第四卷』に収録されているが、両書とも数箇所の脱落がありまた明らかに補筆の跡が認められる。本書では、部落問題研究所蔵の原本(B5判横綴、墨写印刷)を底本として用いた。

部落解放京都府連合会

「吾々は市政といかに闘うか

——オールロマンス糾弾要項——

(表紙・横書き)
「吾々は市政といかに闘うか

——オールロマンス糾弾要項——

(表紙・横書き)
「吾々は市政といかに闘うか

部落解放京都府連合会

感を一層きわだてゝ助長する政策をとっている。外国人に対する劣等感を、併し朝鮮人や部落民に対しては優越感をあたえることによって、日本人を植民地的従属の中に閉ぢこめようとしているのである。

最近一年ばかりの間に、差別事件が目立つて多くなり、益々悪質になって来た。ジャーナリズムは、ろこつな差別記事をひんびんとのせ、積極的に差別を挑発している。

外国人をさかんにまつりあげ、優越感をうえつけるのに大わらわになっている毎日新聞は、既に七月十二日の「歌謡もふられた組、江戸の華浅草美人伝」の記事の中で差別記事をうこつに打ち出している。毎日新聞は、「あれは矢田挿雲の『江戸から東京え』を種本に、興味本位に書いた」と弁明しているが、自ら興味本位^(マ)と表現することによって正直に、ジャーナリズムのマヒ剤的役割を告白している。毎日新聞の差別はこれにとまらず、六月十六日・八月十四日と矢つぎばやに差別をあほりたてゝいる。文芸春秋も同様である。二流・三流の雑誌になつており、そのため、朝鮮人や部落民に対する差別風せしめられている。

日本人は、そのため、日本民族としての自尊心を失いつゝある。民族と人種の差別なく人間はすべて平等であるという思想感情はうちのめされ、外国人に対する卑屈な劣等感をうえつけようとして、日本の支配者はやっきになつており、そのため、朝鮮人や部落民に対する差別

差別事件があふられてゆく一方、日本の反動勢力は益々温存され、強化され、その力でもって、日本人の生活を破壊し、植民地化を急速にはかっている。

日本の支配者は、その反動勢力の一翼として、天皇制を足場にし、外国の手先となり、番頭となつて、日本人をとたんの苦しみにおとしいれているのである。

外国人の優越性の助長と結び付いて、天皇崇拜のくわだてが強化され、ばざれるほど、部落民に対する差別がより一層あふられてゆくのは当然である。

今日、われわれは、この天皇崇拜と部落民に対する差別を、あまりにも明確に打ち出した、二つの生々しい事実を持っている。

その一つは、所謂京大天皇事件⁽¹⁾である。天皇を再び神にまつりあげ、天皇の権威をいま一度確立しようとする日本の支配者は、天皇の関西旅行を計画した。その時、日本民族の自由と独立をのぞみ、再び「わだつみのこえ」をくりかえすまいと決意した学生が、「平和の歌」をうたつて天皇を迎えたが、彼等は不敬罪の消え失せたこと

を嘆きつゝ、代用に「公安条令」の鉄鎖をもつて、平和を愛する学生を弾圧し、重ねて京都の民主的平和勢力をけちらし、ひいては、全日本の平和勢力を破碎し、一挙に、天皇崇拜をもり返そうとしているのである。

他の一つは、所謂、「オール・ロマンス」差別事件である。取材場所を京都市下京区の所謂東七条部落におき、こゝを舞台とした「特殊部落」と題する暴露小説を掲載し、部落民に対する差別の拡大に重大な役割を果しているのである。オール・ロマンスは、その意志がどうあろうとも、天皇崇拜を強化し、日本を外国の植民地にしようとすると、日本の支配者の手先となつて、部落民衆にたいする差別を激化するために、一役買った事実は否定しえない。

オール・ロマンスの差別はこうだ

小説「特殊部落」の筋書はこうである。

東七条の酒場「白鳥」ではいま、ヤミ米処理をすま

せた青年連盟一博徒・思連隊の集団⁽²⁾と、ドブロク密造をかぎつけてきた私服刑事との間に険悪な空気がみなぎっている。

ちょうどそのころ、町の國越親分は、子分芳太郎と純子の姉でパン助をしている泰子との間の、暗しように乗り上げた結婚問題をうまくいとなますために、妻宅え泰子をつれもどす。そのとき國越親分のもとえ青年連盟と警官との衝突がつたえられ、親分はとびだしに行くが、もう手のほどこしようもないほど乱闘していた。

密造の証⁽³⁾を齎滅するために計った放火の中での激闘も甲斐なく數十名の検束者を出して敗北した。此の騒擾の間に降り出した豪雨は、みるみるうちに鴨川を氾濫させ、部落は浸水の危機におちる。検挙をのがれた芳太郎は、町の干物屋にひそんでズラかる計画をしていた。そこえ泰子があらわれ堤防決壊の危機を知られ、脱出することを断念して堤防えかけつけて、渦流に呑まれて死ぬ。騒擾の間、救護を続けていた。

いた医師の浩一は、スパイと間違えられ、青年連に納屋え監禁されるが、まことに助けたことのある朝鮮人の老婆にすぐわれ、純子との恋愛が目出度く結ばれる。

ザット読んだところ、ありふれたニログロ活劇物であり、カストリ小説である。併し作者の悪ラツな差別意識は、安っぽい博愛主義でカムフラージして、部落をヤミと犯罪と暴力の巣窟に仕上げて売り物にしているのだ。

たとえば

「自やに・とうそ、果てはみつちやのはなたれ子たちが、ほとんど裸体に近い風俗でたわむれる空地がありよ」

「昨日のぞうもつは仕末もつかず片假にハエのちょうりよにまかされ切つて、異臭が鼻をつく」と、昔「柳原と呼ばれた一大特殊部落「東七条」にたいして作者は読者に嫌惡の情をおこさせ、「ドブロク密造所の経営によって部落の賤民がうるおされ」

「全部落は部落の生命線としてのドブロク密造所を守るために立上った」

と、東七条の人たちが、まるで、ドブロク密造によって生活しているがごとく、悪意にかき、東七条はドブロクとヤミ米の町だとの印象を強く読者にあたえ、

「殺氣だった智性を喪失した彼らは、部落の娘に手を出したという青年の嫉妬をもって、無法な腕力を行使した」

など、東七条の青年を暴力団あつかいにし、國越親分と泰子の話の中では、

「部落者はいつまでも部落者で浮ぶことはあらへんわ」

「なんでもえゝで、部落者だけはやめとこ思いますねん……そのためにはパンパンでもかまへん」

「部落者にはえゝ顔せんやおへんか」

と泰子に言わせ、

「なるほど、部落者よりパン助のほうがましかいな」と親分にいわせている。

どこに問題があるか

この小説の作者は京都市役所の職員であり、現在、九条保健所に勤務している杉山清次である。作者の職務は環境衛生指導補助員である。どういう仕事かと云ふと、家庭を巡回して、便所や台所の流しその他を清潔にするために薬剤をまいたり、或いはその指導をするのである。亦、飲食店その他に出かけて、その衛生状態を検査したり、指導したりする仕事をもつていている。九条保健所は、東七条の部落全部を管轄するのではないが、その一部は管内になっており、作者は当然その職務上、東七条の事情に精通しているのである。

作者は「日本探偵作家クラブ」の会員であり、若干の創作技術を弁えているので、職務を通じて知り得た半可通の知識(語)を書き集めて妄想をたくましくし、一編のニロ小説を書き上げ、「オール・ロマンス」に掲載したのであろうことは想像にかたくない。

作者は、夕刊京都紙に、「まことに申証ないの一語につきる。これは一年前に執筆したもので、地名・人名など聞きかぢりのまゝ小説として何気なく書いた」と弁解しているが、保健所の職員として市役所につとめ、業務として部落の家庭指導に当っている人間によって、何気なしに書かれた小説が、実に差別感にあふれており、そのために、社会的にはかり知れない差別感情を生み出してゆく事実に、事件の重大さを見なければならない。

「何気なしに書いた」というのであるが、この何気ない感情の表現は、小説の虚構性という一応の文学理論をこえて、作者の部落に対する考え方が、小説にうかゞえる実感に、みちみちいることを、はつきりみとることが出来るのである。

保健所の環境衛生の指導員が、部落の中に入つてゆく。家庭生活、殊に環境衛生の指導という任務をもつて、各家庭を巡回してゆく。部落には「目やに、とうそう、はてはみっちゃんのハナたれ子たちが、ほとんど裸体に近い風俗でたわむれる空地がある。」「昨日のぞう物は仕末もつかず、片偶(語)にハニのちようりょうにまかされきつて悪臭が鼻をつく」「そして至るところがドブロク密造所」と、生き生きとした実感で彼の差別感を裏付けてゆくだろう。部落の出入りも、家庭の巡回も、家庭の指導も、すべてこの実感にみちみちて、しかも「何気なく行われる」、この事実が問題である。指導員は部落外の家庭にもはいつてゆく。こゝでも又、「何気なく」指導してゆく。雑誌の中に、その実感をまきちらすこともある。たまたま、才能のあった作者は、暴露小説を書き上げることによつて、「オール・ロマンス」三万の読者に差別を拡大したのであるが、もし作者が、「何気なく」差別の実感にみちあふれつゝ部落の家庭を巡回しているのであれば、同時に、他の指導員も又同様の事実なしとはいうことは

できない。指導員のもつ部落に対する意識が、何気ない差別感であれば、おそらく保健所一般のもつ、東七条に対する意識は勿論、何気ない差別感であろう。もし九条保健所という機構が、東七条にたいし、正しい認識をもち、正しい対策をもっているならば、その九条保健所に勤務し、部落の家庭を巡回する環境衛生指導員は、「何気なく」部落に入り、「何気なく」部落に対する差別感を実感として受け取り、「何気なく」社会に対して表現する事態は起らなかつたであらう。

「オール・ロマンス」の差別問題の発生に際して、九条保健所の幹部職員は、「一私人の私生活における事件」として片付けようとする意向を明かに持つてゐた。この事実は、部落に対する九条保健所全機構の無関心、従つて、当然、指導員の差別感を育て、助長せしめる一切の条件を、保健所がもつてゐることを物語るものである。

九条保健所が部落にたいして全く無関心であり、しかも、かかる「何気ない」差別感にみちあふれつゝ部落家

オール・ロマンス差別事件に 対するわれわれの態度

差別問題の発生に由くわして、高山市長はこう言つてゐる。

「職員の中に、こゝいう差別行為をする人間がいるのはけしからぬ。文都法(2)からいっても、京都がこんなに汚濁な町で充ち充ちているように表現するのは、京都を入りにくく街のよさな印象をあたえる。そういう意味では私の意志に反するわけしからぬ。」

私は、よい生活環境の中で育ってきたので差別感をもつてゐない。それで、部落にたいして差別する者の気持にわからない

高山市長は、その性格からいっても、大変寧直に、思ひを言つたのだと思うが、この考え方を、そのまま見のがすことはできない。

高山市長は、先づ第一に、差別者は杉山清次一人だ、差別は彼の部落に対する無理解から起つてゐる、だから高山市政は、この差別問題とは関係がない、と言おうとしている。こういう考え方から出でてくるものは、差別者だけ処分すれば、それでこと足りるのではないか、といふ大変安易な解決方法である。つまり高山市長彼自身は差別感を持っていないから、高山市政との差別行為には関係がない、差別感は杉山清次一人が持つてゐるのだから、差別感をもち、具体的に差別行為を起した者だけが有罪で、その他の者は皆無罪であるという割り切つた考え方であり、結論である。実際に高山市長は、そういう解決方法をとつてゐる。どういう圧力がかかったのか、杉山清次は辞職願を出している。自発的といわれるが、本当に彼の意志から出たとは思えない。

高山市長は、自分の考え方をもし正し(い)とするなら

ば、杉山清次を処分して、それでもつて事足りるとすることもできよう。
併し杉山清次一人を処分することによって、第一の杉山、第三の杉山を出さないと、社会に対して宣言することができるのであらうか。

杉山清次一人を処分し、全職員にむけて、差別の無意味であり、文都法の将来にとってむしろ有害であるといふ一場の訓示をした所で、将来の差別行為をすべて未然に予防できると、社会に対して宣言することは、おそらく不可能であろう。

何故、それは不可能であるか。

高山市長は、はしなくも部落にたいする無関心さを露呈している。それは、彼自身がよい生活環境に育つた故に、差別感をもたず、それ故差別感を理解出来ないといふ言葉の中に直截に(意)でいる。差別感を理解しないということは、差別感を観念としてだけ理解していることを意味する。

者杉山清次によつて直ちに裏切られている。九条保健所の一職員である作者は、「特殊部落」という実態の中から差別感を実感として持ちまわっている。彼の差別は単なる^(想)概念ではなくして、東七条という具体的な生活実態と結び付いて生き——と呼吸している差別感である。

既にしばしば引用してきた小説「特殊部落」はその事実を余りに明確にものがたっている。

このことは、部落が差別される実態をもつてることを意味する。

差別観念とは、正に、差別される実態の、即ちその存在の反映にすぎない。差別される実態が厳然として存在するとき、差別感のみを処断することの無意味さが明らかであろう。存在を無視し観念を問題にしてもはじめられないのである。もし、この事実を率直に認めるならば、観念を問題とするのではなくして、逆に「観念」を生み出す現実に対する具体的な施策を準備する必要があつたろう。併し事実は逆である。九条保健所は機構として部落に

「ちみちている」という表現をすることは問題があるといふが、小説のもつ表現はともかくとして、差別の根底となつてゐる部落の存在そのものを、小説さえなければ抹殺できることでも思つてゐるのであらうか。もし、内容的には、観光都市にふさわしくない、部落の存在を認めるということになれば、彼の差別感を単なる観念とする考え方は一変せざるを得ないだろし存在そのものを抹殺して、きれいごとですまそうとするのならば、所謂、きたないものにはふたをしようとする文部法の本質そのものが問題となる。

かくして、差別感が、単なる観念でなく「部落の差別される実態」の存在の反映そのものであり、しかもその根底には、部落の存在を認めないか、あるいは抹殺しようとする市の無関心が、たまたまからみついて成長させている事実を、見ることができるのである。

高山市長の部落に対する考え方が、このようなものである以上、部落に関する限り、市の行政は一切停滞せざるを得ないのである。それは保健行政にとどまらず、一

無関心であり、これ自体問題である。杉山清次の部落実態から受けた差別感をそのまま受け入れたのである。部落を管内にもつ保健所が、部落に対する具体的な施策を何等準備せず、全く無関心でいるのである。

併し九条保健所はいうであろう。市から何等の方針もうけてない、と。これは事実である。九条保健所の無関心は、直ちに高山市長の部落に対する無関心ときびすを接している。高山市長の無関心、これが問題である。高山市長にとって、部落問題は単なる個人の観念にすぎないから、部落問題一般ではなく、従つて具体的な施策は現れてこない。そこで部落に対する方針は、具体的なものとして現れない。九条保健所が機構全体として無関心なのは当然である。

そこで杉山清次の差別感は、直に彼の差別行為となつて現れたのである。部落に出入する市の施設機関は沢山あり、従つて市の職員も多い。このような状態の下で、どうして第二・第三の杉山なしと言い切れるであろうか。「文部法からいっても、京都がこういう汚濁な街でみ

一切の市の行政は停滞せざるを得ないであろう。

市の行政がこのような停滞を部落に対してもつゞける限り、部落問題の核心にふれることは不可能である。かくては、オール・ロマンスの差別の本質を理解出来ないのは勿論、解決することは当然不可能となるであろう。

高山市長は差別行為を一個人の行為と限定し、一切の責任を転嫁せしめようとするのであるが、その意図そのものが、部落に対する無関心、従つて彼の優越性を意味するものであり、それは同時に、市政の「部落」に対する^(後筆)「停滞」性を告白したものといつてができるのである。

差別は市政の中にある

(4) 土木行政

小説「特殊部落」の書き出しはこうなつてゐる。

「鉄橋を渡つた河原付近は東七条になる。この付近一帯は、いわゆる柳原とよばれる広大な特殊部落のあるところ……」

東海道線の下り列車が東山のトンネルを出ると、すぐ
に加茂川の鉄橋にかかる。小説中の鉄橋は、この鉄橋で
ある。

高山市は、昭和二十六年度の事業として、東海道沿
線、京都駅付近に、植樹帯を設けることを計画した。こ
れは昭和二十五年十月、法律で決った京都国際文化観光
都市法にもとづく、一連の土木事業として計画されたも
のである。

東海道線の植樹帯といえば聞えがいゝが、つまり汽車
が加茂川の鉄橋をこえて京都駅の構内に入る間、「いわ
ゆる柳原とよばれている広大な特殊部落」が汽車の窓か
ら見えないように、植樹林で眼かくしてしまおう、と
いう計画である。

高山市は、京都を国際文化観光都市とすることに方
針をきめた。外国人に沢山きてもらつて、金を落しても
らつて、それで京都をなりたてゝやく売却的な方針であ
る。その外国人の眼に、きたない京都を見せるのは困る。
それで、「柳原という特殊部落」を、植樹してかくして

しまうのである。外国人崇拜主義のもつとも具体的なあ
らわれであろう。

これには吉田首相の意見が加わっているともいわれて
いる。もともと、国際文化観光都市というのは、吉田と
高山と西(ホテル洛陽の支配人で、いま、□査請求で役所をひ
つくりかえしている事件に關係ありといわれている)とて、こ
さえあげたものだから、そういわれても無理はない。

吉田は外国の一番すぐれた大番頭であるから、そういう

ことを考へるのは当然だし、高山市はそれに頭を下
げたわけである。

文部省で計画していた土木事業は、みなそれぞれ、こ
ういう性格をもつてゐるとみられる。公共事業として今
着手している久世橋の架換工事は、伊丹飛行場に通する
要街道の要衝を占める久世橋を最優秀の橋にしようとする
工事である。要街道を軍用道路にいつでも切りかえら
れるように、肝心の橋を強化しようとする狙いである。
この工事は三年に分れていて、本年は三千万円という莫
大な金を使つてゐる。まさに吉田が命令したということ

である。そこまでゆかないとしても、高野川東岸沿いに
北に向けて走る道路は、競輪場に通するものである。競
馬、競輪、果ては小型自動車競争、ボートレース、競大、
これらはすべて日本人の生活を破滅させるために、日本
の支配者が積局的(註)にとりあげている亡國的な政策である
ことは自明である。高山市は、「競輪場はなるべく廃
止したい」と言いながらその裏、競輪道路をこざしてま
で、日本の支配者の施策に忠誠をうちかゝっている。最近や
かましくいわれている京阪電車の乗入問題も、住民の便
宜は立前だけの話で、京阪の資本とのなれあいで、宝ヶ
池をふくめて洛北一帯の歓楽地帯を考えているともいわ
れている。そうなると今度は、京福沿線の田中の部落は、
折角神戸・大阪から乗り入れてくる観光客の眼にみせる
にはあまりにきたない、という理由で、あの沿線に、高
い板べいでもはりめぐらさせて遮へいするかもしれない。

東海道沿線の例からいくと、決して考えられないこと
ではない。田中一帯は、「太陽のない街」にされてしま
うであろう。高山市がボスとつながっている具体例と

しては、五条疎開道路、加茂川以東の仮設商店街とい
うのをみてもわかる。道路には、固定した店舗、特に水道
設備のない飲食店は設けられないことになっているのに、
四十五分間でとり片付けられるという名目で、忽ち飲食
店街ができ上つてしまつた。自由党のボスの仕事である
ことは当然である。

高山市は、こんな風におこなわれている。
高山市の土木事業は、こんな風におこなわれている。
そこでは、金をかけて美しくしろ。
それでいつまでたっても、部落はきれいにならない。
たま／＼部落の側溝が修理される日がやってくる。設計
はでたらめであり、工事は手を抜かれている。勿論、側
溝蓋などあるはずがない。それで雨が一日降ると、測溝
と道の区別がつかなくなり、忽ち前より悪い泥濘の街とな
ってしまう。部落の人間が道路を(つ)くったり、こわ
したりしてしまふのではない。市に道らしい道をつくる
誠意がないのである。側溝ばかりではない。市街地のド
真中でも、一寸折れこむと臭氣を放つ溝渠が、ふたもさ

れないで、放置されている。暗渠にすれば、どんなに市民がよろこぶだろうと思われるような、みにく汚水のあふれそうな小さな川が、市中のいたるところにみられる。

こういう問題はいくらもある。然し、市当局には誠意をもって勤労市民の毎日の生活と切りはなし難く結びついている小さな道、小さな溝、小さな側溝、小さな川を修理することは積極的ではない。勤労市民の生活を楽しく、暮らしをよくさせる仕事にはまるで無関心である。こうして、きたないところはいつまでもきたないままではうつておかる。そうすると、一部の外国人のために美しくされるところとの違いは、きわだつて目立つくる。不潔なところはます／＼不潔に、そうして「塵芥の山で埋って」いる加茂川堤、「目脂、癡瘍果ては遺痕の鼻たれっ子たちが殆ど裸体に近い風俗」で「遊びたわむれて」おり、朝鮮人が「盤踞」している街が一層みにくく露出してくることとなる。「オール・ロマンス」の差別の実体が鮮かに浮ぼりになる。

(四) 保健衛生行政
土木行政はこんな風だが九条保健所の一環境衛生指導員が差別を引き起した、保健衛生行政の実体はどんな風に行われているだろうか。

部落には、それ／＼の地域に大体、トラホーム治療所というのがある。それは、普通「入院患者ばかりで退院者のない施設」と呼ばれている。それ程治療所の治療は非良心的である。

医師は勿論、専任の医師がおかれではない。だから、毎日出でることはない。午後三時頃から六時頃までやつてくる看護婦も、正規の職員ではない。だから、当然給料も安い、待遇は悪い。設備は貧弱、薬品資材も予算にくくられてわづかしかない。消毒設備は不完全だから、診療所にくると治してもらうのではなくて、却つてうつされてゆくということもありがちである。そこで、トラホームはまるで、部落に固有の永遠の罰であるかの様な錯覚を起させてしまうことになる。

部落には結核が多いと六条保健所が発表している。職

争中は、西陣の結核が多いというので、西陣健康検査地区というのをこしらえ、結核撲滅をやったということを聞いている。併し、どれだけ西陣の結核患者が少くなつたかは知らない。やはり、京都は日本全国で一番結核が多いという事実だけは確からしい。そこで部落の結核が多いとしてそれに對して、対策を高山市政が考えてくれるだろうか。結核の早期発見・治療予防についてどれだけ、仕事を積局的にやつてくれたのだろうか。今日の常識でいうと、結核患者の発生率が高いと、結核の慢延を防ぐために、B・C・Gの予防接種がどうしても必要である。殊に部落のように、一室に何人の家族がごろ寝をしている所では、患者のそばに、赤ん坊がねているような風景は、ざらにあるのだから、患者の隔離と併行して、感染源の付近にいる乳幼児^見には、どうしてもB・C・Gの予防接種をしなければならない。そこで部落に結核患者が多いとする、すべての乳幼児にたいしては集団的にB・C・Gの予防接種をやってくれないと、ますます発病率は高くなる。併し、個々的にはともかく、集

団的にそういう対策をとったということはきかない。勿論、発見せられた結核患者には、早急に隔離せられる必要があり、その為に入院して治療する機会を与えねばならないのだが、多発地区だからといって、多発地区として、優先的に、あるいは集団的に、そういう対策をとられていることも聞かない。結局、結核は悪い、併し、ベッドは一杯だというので、三月も四月も、放つておかれる患者が部落には沢山いる。これらの患者が、今日入院させてくれるか、明日入院させてくれるかと待っている間に、市のおえらい人達のお声がよりの患者は、どしどしへべッドを埋めていくというのが、現状ではないだろうか。これらのこととは、何も部落に限つたことではない。勤労者であるすべての市民にとって、共通のなやみではないだろうか。

部落や西陣には結核が多い。これらの地帯は、生活も低いし、住宅も悪い。下水もないし、環境が全体として悪い。それらが原因して結核が多いのだと説明せられる。それなら根本的に衛生状態を改善して、なるべく部落や

西陣の結核が少なくなるような手が、高山市市政の方針としてとられているのだろうか。

部落には下水がないところが多いから、排水は非常に悪い。そこえ、側溝をこさえても、雨が一日ふれば、忽ちドブと道の区別がつかなくなるような状態だから、污水は井戸にしみ込んでいく。おまけに、部落は水道が少い。それで、止むを得ず、そういう井戸水を使って、炊事をする。規則では飲料水には使用出来ないことになっているのだが、保健所は無関心である。左京保健所は、「部落の人達はなれていいるから、そんな水をのんでも大丈夫耐えられるようできているんですな」と云つて平然としている。これが保健所の環境衛生指導のやり方である。

部落の便所は、共同便所が多い。井戸に接近している。これではいけないというので、三条地区と錦林地区に、モデル便所をたてた。三条地区の便所は、工事費十五万円といわれ、コンクリートで作られているが、通風筒もなければ窓もない。だから、アンモニアが充満していく、

一寸のぞいただけで涙がこぼれて使用するどころではない。錦林地区の便所は、廃材を使って立てたので、まだ一年もならないのに雨があり、建物は荒れはて、野戦便所よりも悪い。勿論こゝも、通風筒も窓もない。高山市長は、いかにも立派な便所をたてたように宣伝しているが、どう考えても納得できない。

高山市長が東海道沿線の植樹帯と並行して、文都法の一連として計画した事業に、外国人便所の新設があった。工事費はタック三ヶ所で四五〇万円ということであった。これは外国観光客のドライブ経路を考えて、必要・適当な場所に、すばらしく立派な便所をこしらえようとする計画である。勤労市民の猛烈な反対に逢つて「外人便所」を「有料便所」とすることでお茶をにこしたが、高山市政が、いかに外国人に媚を売ることに、あの手、この手で苦労しているかどうかが見える。

外人便所と部落の便所、美しいものとみにくるもの、優越するものといやしまれるものとの差が、なんと印象的に浮び上ってくることだらう。

保健行政は根本的に、差別行政である。勤労市民の利益を考えないで、外国人の手先となつて日本人の生活を根本的にハカイしようとしていることばかりやつていて差別行政である。

こういう仕事のやり方にならされている一人の環境衛生指導員が差別問題を起すのは当然であろう。

(ハ) 水道行政

部落には水道がすくない。何故すくないかというと、まず第一に水道の本管が部落をよけてとほつていている場合が考へられる。本管が地区にないのだから、給水のしょうがない。都市計画として問題があるが、初めから、初めから部落を除外して本管の施設を計画した差別性そのものが究明される必要がある。この地域では自費で水道をひこうとしてもひけない。

また本管がとおっていても、水道がひけない場合がある。本管からひきこんで代用管をこさえぐれば、共用栓で何十軒もの家庭で水道を利用できるのに、それは私道だからとうのぼうつておかれ。個人負担で給

水管がひけるならば、なにも部落民は苦労しない。衛生の根本改善を考えるなら、当然私道といいながら、市民が住んでいる地域にたいしては、部落にかぎらず配水管は、市の責任において施設する必要はあるだらう。下水道も同じである。市の下水計画は、戦争によつてとんざしているという。高山市市政は昭和二十五年、一千万円の予算をもつて下水道の建設計画を復活させた。この話もまた吉田が一枚かんでるといわれる。吉富旅館の会談でこの話がえたといわれているが、昭和二十五年度の計画では宮川町から祇園にかけてのかんらく地帯が、工事の施工地となつてゐる。まさに文都法の目的にかなうわけで外国人か、でなければかんらくか、いづれかのために、市の行政はすべて集中せられているのである。

下水道の場合も上水道と同じ条件にある。本管からの引っこみ管は私設下水道として、個人の負担になる。大金持ならとにかく長屋の二十軒も三十軒もならんで自然にできあがった私道を、私設水道だというのぼおつておかれのから、溝と道との区別のつかない、汚水の井戸

にのみこむ街ができることがあることになる。市の負担でこれらの下水道ができる政策が実現するならば溝や側溝は地下水もぐることになるから、衛生状態ははるかによくなる。しかし祇園附近の大かんらく地帯の大下水工事の着工はきくが、これらの勤労市民にたいする下水工事が高市長の手でなされたという話はきかない。

こおして部落や、勤労者の街は水道からも下水からも見はなされます不潔に見苦しい町となる。

(マ) 住宅行政

京都市内には五条通・御池通・堀川通その他の疎開道路が縦横に切り開かれている。戦争中の政策であったが、これらの強制立退きを余儀なくされ、自分の土地自分の家を失った市民にたいしては、ようやく敗戦後六年たってはじめて、疎開地の買取計画がたつたという話である。実際に市民を馬鹿にしている。

部落には戦前、部落を改善するためには道路をつけたり、住宅をたてたりする方法が一番よいといふので、地区改善だの不良住宅改良だの事業がおこなわれ、道路政策の貧困のもたらす結果である。

公共住宅が無策にほうつておかる一方、市の公施設はどうしと建設されている。上京警察署は新設され、中京・伏見消防署もまた伏見区役所も改築される。日本の支配者の手先としての城廓は、みるみるいかめしくかためられるのに、勤労市民は住むに家なく、たまたまたてられる公営住宅は無資格でふりおとされ、不良住宅建設で追い出された部落の住民は、高い間借り生活にふりおとされていく。というのが、今日の市当局の政策であろう。

(ナ) 経済政策

部落民のもともとひどい貧乏は、朝鮮の動乱から、急角度に深刻になつた。日本産業の軍事化の反面、平和産

をとおし、家をたてかえるために、住んでいる家がすい分こわされたことがある。

しかしそれは戦争がたけなわになって、とてもそういう事業をやる余裕がないというので、計画倒れになり、家はこわされぼうだいという結果になつてしまつた。敗戦後六年たつていてのだが、いまだにそのための住宅建設の予算が市会をとおつたという事実を知らない。自分で家をたてようとしても、土地は課金で没収されたきりで、替地もあたえてくれない。錦林では土地を売った金がまだ支払はれていないところさえある。

時々ブロック住宅だの、鉄筋住宅が建てられるようだが、それには月収一万五千円という制限があつて、お話しにならない。部落の中の不良住宅改良のためにとり払われたり、疎開されたりした場所は今ではゴミまで場所になつていている。「塵埃の山で埋り」「裸体に近い風俗で涕はなつけられた子たち」(マ)「遊びたわむれている場所をこうして市は、不良住宅をなくするという名目で、かえってつくりあげてしまったのである。追いたてられた住民は一体ど

業はぞくぞく倒れる。戦争成金の大もうけのかたわら、皮革、履物、靴、修繕業、鹿の子しぼり、自由労働者、土木建築など部落民の零細な仕事は、最近の平和産業の不況と、インフレにより、耐える力がなく、その上法外な重税をしほられて、企業は破かいし、仕事をうばわれていく。しかも部落民であるが故に、職業、転職するみちはまったくふさがれている。

苛酷な市税や国税に追いたてられて絶望のあまり、自殺のみちをとどった部落民もある。

これら部落民の経済的窮屈化にたいして、高山市政は適切な措置をとっているだろうか。

市政の第一年目にあたつて、中小企業相談所を開設し、中小企業の金融その他指導にあたつているが、部落の中企業は、「部落の中小企業」ゆえにどれだけ不利な条件を克服し得たであろうか。それどころか、担保その他条件においてより劣悪であり、そのためなんらの保護され得られず、たおれていく平和産業の最初の犠牲となつた。

これら的事情は部落の農民の場合でも同じである。彼らの生計をささえている伝統的な兼業、副業収入は、都市部落民の生業が失なわれるとおなじ速度で奪われつゝある。地主保有の上等地と同様の強制強田^(強)、低米価による収奪にくわえて、税金の重荷は、農民の没落をはやめている。

このよなな部落における経済生活の深刻な破壊が直ちに、差別的決定的な助長となつてあらわれる。

（）教育政策

部落の子供が学校教育からうけている差別程おそろしいものはないであろう。通学区域を部落で限られている学校では、学校全体が差別される。だからその学校への赴任を拒否する教師さえできる。通学区域を一般の児童とともににする学校では、学校内部で差別される。甚だしいになると教師が部落の児童を差別する。通学地域の編成のさいにおこるトラブルにはすべてこれらの差別が現実に実感として存在することを証明している。

学校教育の差別はそれだけではない。不就学児童の問題

こうした教育制度のもとでは、部落民にたいする文官の再生産がどんどん拡大され、また一般の児童は、長じて再び差別を社会にあら出すことも不思議ではない。

（）集約的に

部落にたいする行政はすべて差別行政^(行)はすべて差別行政でもって一貫している。

既にみてきたように、住宅、街路、下水、上水は勿論、すべての衛生施設は差別的に荒廃のまま、すておかれて、職業にたいするなんらの保障もなく、文盲の再生産にたいしてもなんらの防遏手段もとられていない。

しかも高山市長はすでに指てきしたように外国人や天皇崇拜の仕事ばかり行なつてゐる。彼の外国旅行からの唯一の土産は、五千人の外国人をいれるという『国際観光文化会館』の建設であった。彼のおもわくで外国人がこの会館を利用（す）ることによつて外国に宣伝しようとする意図であることは間ちがいない。

その半面、部落の生活は、これらの悪条件のもとに、一層苦しくなり破めつに瀕している。失業者、半失業者

題がある。日本の教育制度では、小・中学校の教育が義務教育であることは、うまでもない。就学させる義務を市^(市)の教育がおわざれていることになる。しかし市は、実際にこれらの義務を果すことに誠意をみせたかというと、それは疑わざるを得ない。高野中学の不就学児童の八〇%は、養正の地区の児童である。それにたいして市から、学校の方から、具体的な手がうたれたといふことをきかない。むしろ部落の要求にたいして、無関心でいるのが現実である。勿論比較的誠意をもつてやつている場合もある。不就学児童にたいする対策が、学校の主觀でおなわれていることは、むしろ市教育委員会の部落にたいする無関心、従つて根幹的には差別教育のありのままの姿(姿)露呈しているといふことができる。これが市長選挙に「窓ガラス(の)ない教室をなくす」ことをスローガンにもち出した高山市政の教育政策である。おそらく京都市の差別教育は、明治年間に、若き日の島崎藤村の正義心をあほりたてた信州飯山の差別教育と大したへだたりのないものであらうこととは疑いない。

は日に日に多くなつてゐる。今ではいわゆる「かつき屋」ですらなりたたなくなつた。履物修理、靴みがきその他いろいろな露店商もいたるところでひじひじ追いたでられてい。その上に特需インフレは日常生活物資のねだんをはねあがらせた。京都市では、市電が八円から十円に、市バスは十円から十五円になるという。また水道料金も五〇円から六五円に三割ねあがりする。水栓が一つしかない、もっとも大衆的な家庭だけが三割で、その他は僅か一部程度だということである。正に労働市民いちめの大衆課税だ。しかも市税は一文もへらない。部落の失業者はますますふえていく。

部落の失業者の唯一の生活手段である自由労働者の就業日数はいよいよ少くなつた。スローガンに失業対策を打ち出し、勤労市民の支持を得て公選された高山市長は、もはや失業対策を投げ出してしまひ、公然と自由労働者をモップだと称して敵にまわそつとしている。円山事件⁽³⁾はもちろん、現場に、特高上りの査察班をいれるなど、その警察政策は堂にいつている。自己の政策の貧困がも

たらした結果であることを意識せず、すべて自由労働者が暴力化したとデマっている。その自由労働者は月半分働けないでいるのだ。婦人労働者にいたっては、失業保険の資格がとれる条件さえみたされていないのだ。

高山市政はここにいたって、その一切の差別行政をつうじて、計画的に労働市民を分裂させようとしているばかりでなく、更にモップとして、部落民を警察力のじゅうりんするところに任かせようとしている。

これらのやりかたは高山市政がついに、日本の植民地化、戦争基地化、ファッショ化を支持し、差別と貧乏をますます激化させることによって、いよいよ強く外国人の優越性、外國に従属する再軍備、植民地化の宣伝せん動をおこない、真に平和と独立と民主主義のために闘うものにたいしては、あらゆるデマと悪罵をもつともはげしく投げかけていることの証明以外の何ものでもない。

「オールロマンス」の差別事件はかくして、それ自体の問題として止ることはできない。「オールロマンス」

に掲載された小説「特殊部落」の作者一個人が処断され、それですむ問題ではない。むしろ彼は、差別市政の一人の犠牲者にすぎない。作者の責任が追求される前には九条保健所の責任が追求されねばならない。そのことは同時に市の衛生行政が、その差別性ゆえに追求されることを意味する。衛生行政の責任が追求される日は、即ち土木、水道その他一切の市政における差別性がその責任を追求される日でなければならぬ。かくして高山市長そのものが問題となる。高山市長はたちにつぎのことを行なわねばならない。

昭和二十五年二月八日、高山市長を支持したすべての市民を円山公園にあつめ、日本の支配者反動勢力と一切の手をきることを宣言しなければならぬ。外国人の手先となることをやめ、売国奴吉田の徒弟となることをやめる宣言をしなければならぬ。

高山市政が、戦争に反対し、戦争政策を支持せず外國にこびへつらうすべての政策をすて、平和を守り、平和産業を発展させるための施策を無限におこない、すべてとあることをやめ、売国奴吉田の徒弟となることをやめる宣言をしなければならぬ。

の人の間の自由と□□□確保し、市民に豊かな生活への道をさし示す時、はじめて封建の野ばんと、文明の悲惨とをあわせて、半ば社会外におかれている部落民は解放され、平等の人権と、自由と平和の生活を確保する大道に進むことができるるのである。

われわれの要求はこうだ

戦争反対、平和を守れの声は、全世界をおおい、日本人民は植民地化、軍事基地化に反対して、平和と独立への全面講和のために闘っている。

われわれは部落解放の日まで全部落民を結集し、その闘争力をもって平和と独立をかちとるであろう。

われわれは部落を解放し、根絶せしめるために、京都府長にたいして当面次の施策をとることを要求する。

☆高山市政から差別をなくせ

☆土木行政

1 道路下水の改修、すべての下水に側溝をつけろ

2 疣開あとの整理と児童公園の設置

☆教育行政

1 不就学児童をなくする政策をすぐたてよ

☆保健行政

1 國保館運営との増額と事業の拡充

2 生活保護法を完全に実施せよ

3 働く婦人のために育児所をつくれ

4 失業対策のワクをふやして完全就労させよ

5 不良住宅の改善と労働者住宅の設置

6 障保館、共同浴場の修繕ならびに改装せよ

- 2 不就学児童のために部落に夜間学校をつくれ
- 3 児童のために無料にして完全なる給食を実施せよ
- 4 生活困窮家庭の児童に一切の学用品を無料で支給せよ

☆水道行政

- 1 下水計画を市民的立場からたてなおせ
- 2 共同水道を市の全額負担でとおせ
- 3 経済行政
- 1 部落の中小企業にたいする指導と補助金の貸与
- 2 皮革産業を指導育成せよ
- 3 金融対策の重点的考慮をはかれ

☆その他一切の行政機関は右にならって、市民的立場から施策をたてなおせ

(1)一九五一年(昭和二十六)十一月十二日、京都を訪れた天皇が、市役所のつぎに京都大学をたずねたさい、学生たちは「平和の歌」を合唱して出迎え、天皇の戦争責任と講和・安保条約についての見解を求める公開質問状を手渡そうとした。警官隊はこれをさえぎり、大学当局は学生の自治組織である同学会を

解散し、八学生を処分した。

(2)一九五〇年(昭和二十三)九月二十日に成立、十月二十二日に公布施行された京都国際文化観光都市建設法のこと。

(3)一九五〇年(昭和二十五)十二月九日、全官公労働組合京都地方協議会主催の「越年総決起大会」を京都市公安局が政治的色彩がつよいとして開催不許可にしたことに対し、全官公労働者、自由労働者、学生、朝鮮人約千二百人が円山公園に結集して抗議集会を開こうとし、京都市警察当局がこれを阻止しようとして衝突、百九人が逮捕された事件をいう。

(4)高山義三は、全労働組合一會議のきも入りで結成された全京都民主戦線統一會議(民連)の推薦によつて、一九五〇年(昭和二十五)二月八日に行なわれた京都市長選挙で一五万三千一票を得て当選した。

杉山清一「特殊部落」

(中題)『暖露小説／特殊部落／杉山清一／長谷川健画

猛り狂う潮流の中に咲いた 人種を超えた崇高なるヒューマニズムの華／

「チエツ、お金がないんやろ」と、後から悪たれ口を浴びせられた。

静岡の生家へ亡父の年忌で帰つた鹿谷浩一が、清水新道の家に戻つた時、住み込み看護婦の秋子も女中のスガ婆さんも、まだ寝まずに待つていた。帰宅時間を静岡から電報で報せてあつたからだ。

「お帰んなさい。お疲れだつたでせう」

と、手持たずの戦争末亡人で、年輩も四十弱の秋子が、玄関先に迎え出た。

「汽車が混んでね、遅りに遅つて闇列車に乗り合はせたんだから、目も当てられない始末でした」

浩一は軽く辿り着いた気安さに、手荷物を放り出して、

額の汗を拭きながら言つた。

「本当に、近頃の旅行は命がけだと言ひますもの」

「往きには樂に腰掛けて行つたんで、安心しきつていたら、飛んだ地獄の憂き目を見て仕舞ひました」

上つて座敷に落ち着くなり、賞められたさも幾らかは手伝つて、

とり合はずに歩き出したが、「駄目だよ」「もう遅いから、安く負けといなげる。ねえ、遊んで」

第9巻 執筆・編集者一覧

編集責任

秋定 嘉和 森谷 寛久 師岡 佑行

編集担当

解題	校訂
賀茂六郷地邊帳	川嶋 将生 川嶋 将生
別要録	辻 ミチ子 辻 ミチ子
亀山藩譲定書	山本 尚友 山本 尚友
堀村代々庄屋記録	山本 尚友 山本 尚友
金福寺諸願控帳	山本 尚友 宇野日出生 小谷 利明
御母帳控	原田 正俊
都繁昌記	辻 ミチ子 辻 ミチ子
淨善寺永代記録	師岡 佑行 師岡 佑行
田中親玄夜史	灘本 昌久 灘本 昌久
田学校沿革史	白石 正明 白石 正明
崇仁教育	八箇 亮仁 八箇 亮仁
オール・ロマンス 糸彈闘争関連史料	師岡 佑行 師岡 佑行

9 京都の部落史(全10巻) 史料補編

定価 九一六七円
(本体 八九〇〇円)

一九八七年九月三十日 初版第一刷発行

一九九六年十一月五日 第二版第一刷発行

会社 602 京都市北区小山下絨町五之一
株式 京都市上京区衣笠通上御器所下
阿木 上木ノ下町七三一九
TEL (075) 415-1032
振替 010-4010-13838
新生製本株式会社

製印
本刷
発売所
発行所
著作権者
発行者
発行所
京都部落史研究所
師岡佑
件
京都部落史研究所
行